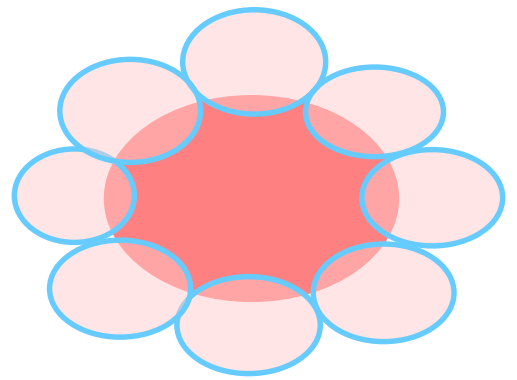
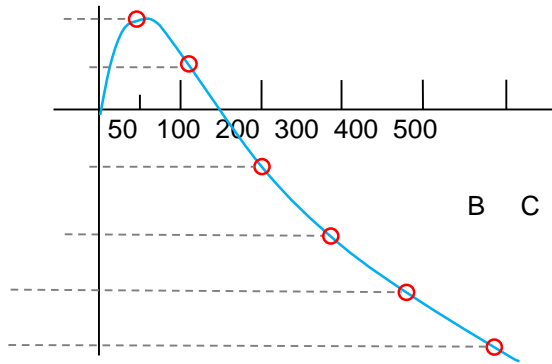


2



## (2) 飲酒運転

### ア アルコールの運転技能に及ぼす影響

アルコールは、極めて低い血中濃度でも運転技能や判断に影響を与え、血中濃度が高くなればその分影響が強くなります。

道路交通法で検挙されるのは血中濃度0.03%以上の場合ですが、それより低い濃度でも、運転に影響が出ることが分かっています。たとえ少量でも飲酒をしたら、運転技能が低下し、事故につながっていくことをよく認識すべきです。



運転技能に影響を及ぼす血中濃度の基準

運転技能	血中濃度	飲酒量の目安（ビール換算）
集中力の低下	0.01%	350ml缶 1本未満
反応時間の遅れ	0.02%	350ml缶 1本程度
ハンドル操作能力低下	0.03%	500ml缶 1本未満

【「アルコールの運転技能への影響」（厚生労働省）（<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol/a-06-006.html>）を加工して作成】

### イ 隊員による飲酒運転事故の傾向等

#### (ア) 仮眠後の運転

特に多くみられるのが、**飲酒後に仮眠を取り、運転しているところを警察に摘発**されるという事例です。

当該隊員の多くは「2～4時間程度仮眠したのでアルコールが抜けて大丈夫だと思った」、「翌朝、早い時間に運転する必要があった」と述べており、自己の飲酒量に応じたアルコールの分解に要する時間についての理解が低いことがうかがえます。

#### (イ) 意図的な飲酒運転

飲酒をした直後にもかかわらず、自ら車両を運転する意図的な飲酒運転が、未だに発生し続けています。

2006年福岡市職員が飲酒運転で前方車両に激突し、被害車両は橋から海に転落、幼い子供3人が亡くなるという痛ましい事故がありました。この事故は国民的な関心を集め厳罰化の契機となりました。しかし、その後も飲酒運転による重大事故は後を絶たず、2021年6月には千葉県八街市内で飲酒運転のトラックが、複数の学童を死傷させる事故が起きています。飲酒運転の撲滅は、世代を問わずに常に自覚し続ける必要があります。



## 2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

### (1) 飲酒運転の根絶に対する取組

#### ア 飲酒運転に対する認識の保持等

飲酒運転による事故は、本人のみならず、被害者の人生や家族に重大な影響をもたらすとともに、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を失墜させ得る不祥事であるということを、**事件事例の活用等により、定期的に再認識させることが必要**です。また、飲酒運転を根絶するためには、**隊員の家族や周囲の隊員による制止等の協力を得ることも必要**です。

#### イ 飲酒後の仮眠は逆効果

平成23年の国立病院久里浜アルコール症センター（現国立病院機構久里浜医療センター）及び札幌医科大学の共同研究によると、「**仮眠をしている間は、肝臓等の機能が低下し、アルコールの分解速度が遅くなり、酔いをさますための手段として、仮眠は逆効果**」という結果が報告されています。実際に、車中での約8時間の仮眠後に、運転して酒気帯び運転で検挙された事案が発生しており、「**仮眠を取ったから大丈夫**」と安心できないことを周知徹底することが必要です。

#### ウ 平素からのアルコール分解時間の把握

自分が摂取したアルコールを分解するための所要時間を計算できる飲酒運転防止ツールが公開されています。本ツール等を活用することにより、**平素から各自のアルコールの分解に要する時間を把握させ、翌日車を運転する予定があるときは、早めに飲酒を切り上げさせるなど、適切な行動予定を組み立てるよう指導**することが必要です。

飲酒運転防止ツール SNAPPY-PANDA（岡山県精神科医療センター作成）  
(<https://snappy.udb.jp/drink-check>)

飲酒量チェック・飲酒運転防止

飲酒量チェックツール 飲酒運転防止ツール  
SNAPPY-PANDA(preventive apparatus for not driving under the influence of alcohol)

あなたの飲酒量をチェックしましょう。あなた自身の健康のために、そして飲酒運転防止のためにも。

「はじめる」



WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究  
コンピューターを用いた簡易介入ツールの開発と有効性検証

## Ⅱ 勤務地の実情に合わせた施策の実施

公共交通機関が十分ではない地域は、同様に娯楽も少ない場合が多く、当該地域に勤務する隊員にとって飲酒がストレス発散の主要な手段の一つとなります。その場合、飲酒場所まで私有車両を使わざるを得ないことがあります。仲間内でハンドルキーパー※を予め決めたり、帰宅時には確実に代行運転を利用するよう徹底し、それを当たり前とする組織風土を醸成する等、地域の実情に合わせた実効性のある施策を工夫することが必要です。

### ※ハンドルキーパー

悲惨な交通事故につながる飲酒運転をなくすため、平成18年から全日本交通安全協会が警察庁等の協力を得て推進している取組。「自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車を運転して仲間などを送り届ける」というものです。



## (2) 飲酒に絡む暴行・傷害等の根絶に対する取組

### ア 職務に対する自覚の保持

飲酒に絡む事案では、加害者の多くが、泥酔状態で記憶が曖昧な状態で暴行・傷害事故を起こしています。飲酒する際は、気が緩み規範意識が薄れがちになりますが、泥酔するほど飲むことは本来許されません。課業時間外であっても「何時でも職務に従事することのできる態勢」を求められる立場であることの自覚を促し、隊員としての品位を保ちつつお酒を楽しむように指導することが必要です。

### イ 相互に援護

泥酔は許されない、とは言っても、人間ですので様々なストレスからつい深酒をしてしまうことは、誰でもあり得ることです。

万が一、部隊等の宴会時に周りに泥酔状態の隊員がいた場合には、家族に「迎え」を依頼する連絡を入れたり、放置することなく一緒に帰隊する等、相互に助け合う団結心を平素から醸成することが必要です。

奥様、隊長のお迎えをお願いしてよろしいでしょうか？



いかに飲んでも一匙は飲めぬわい

